

○文部科学省令第二十号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第三号及び第九条の五第二項の規定に基づき、社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月三十日

文部科学大臣 塩谷 立

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「（趣旨）」を付する。

第二条に見出しとして「（講習の受講資格者）」を付し、同条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第二条の二に見出しとして「（受講申込）」を付する。

第三条に見出しとして「（科目の単位）」を付する。

第六条に見出しとして「（単位の計算方法）」を付し、同条中「第五条第一項第二号」を「第五条第一項

第三号」に改める。

第七条に見出しとして「(単位修得の認定)」を付し、同条第三項中「全部又は一部の」を削る。

第八条に見出しとして「(修了証書の授与)」を付し、同条第一項中「定めるところに従い」を「規定により」に改め、同条第二項中「講習の」を削り、「その者」を「修了者」に、「氏名」を「氏名等」に改める。

第八条の二に見出しとして「(講習の委嘱)」を付する。

第九条に見出しとして「(実施細目)」を付し、同条中「告示」を「公告」に改める。

第十条中「左の」を「次の」に改める。

第十一条第一項中「により、」を「により」に改め、同条第二項中「(これに準ずる科目の単位を含む。)」を削る。

附則

この省令は平成二十四年四月一日から施行する。